

**香川県条例第13号**

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																			
<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～35 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 法第23条の2の規定による人員の増員命令又は業務の停止命令</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p><u>(9) 法第30条の規定による弁明の機会の付与（(5)、(6)及び(8)の命令等に係るものに限る。）</u></p> <p>(10) 略</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">37～42 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。）</td> <td>高松市 善通寺市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(16) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">44・45 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～35 略			36	略	略	<p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 法第23条の2の規定による人員の増員命令又は業務の停止命令</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p><u>(9) 法第30条の規定による弁明の機会の付与（(5)、(6)及び(8)の命令等に係るものに限る。）</u></p> <p>(10) 略</p>			37～42 略			43	土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。）	高松市 善通寺市	(1)～(16) 略			44・45 略			<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～35 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>高松市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(4) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 法第30条の規定による弁明の機会の付与（(5)及び(7)の命令等に係るものに限る。）</u></p> <p>(9) 略</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">37～42 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。）</td> <td>善通寺市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(16) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">44・45 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～35 略			36	医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市	(1)～(4) 略			<p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 法第30条の規定による弁明の機会の付与（(5)及び(7)の命令等に係るものに限る。）</u></p> <p>(9) 略</p>			37～42 略			43	土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。）	善通寺市	(1)～(16) 略			44・45 略		
事	務	市 町																																																		
1～35 略																																																				
36	略	略																																																		
<p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 法第23条の2の規定による人員の増員命令又は業務の停止命令</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p><u>(9) 法第30条の規定による弁明の機会の付与（(5)、(6)及び(8)の命令等に係るものに限る。）</u></p> <p>(10) 略</p>																																																				
37～42 略																																																				
43	土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。）	高松市 善通寺市																																																		
(1)～(16) 略																																																				
44・45 略																																																				
事	務	市 町																																																		
1～35 略																																																				
36	医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市																																																		
(1)～(4) 略																																																				
<p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 法第30条の規定による弁明の機会の付与（(5)及び(7)の命令等に係るものに限る。）</u></p> <p>(9) 略</p>																																																				
37～42 略																																																				
43	土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。）	善通寺市																																																		
(1)～(16) 略																																																				
44・45 略																																																				

<p>46 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第9条第1項の規定による使用料の徴収 (督促状に指定する期限までに処理すべき事務に限る。)</p> <p>(6) 条例第10条の規定による使用料の減免(督促状に指定する期限までに処理すべき事務に限る。)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 条例第16条ただし書の規定による使用料(督促状に指定する期限までに納付されたものに限る。)の還付</p>	<p>略</p>	<p>46 香川県港湾管理条例(昭和31年香川県条例第9号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高松港に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第9条第1項の規定による使用料の徴収</p> <p>(6) 条例第10条の規定による使用料の減免</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付</p>	<p>高松市 丸      亀市 観音      寺市 さぬ      き市 東か      がわ市 三      豊市 土庄      町 小豆島      町 直島町      宇多津町      多度津町</p>
<p>47～55 略</p>		<p>47～55 略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の43の項の改正規定は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年9月1日前に土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定により知事がした処分その他の行為又は別表第1の43の項の改正規定の施行の際現に同法の規定により知事にされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の同項の規定により高松市長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、高松市長がした処分その他の行為又は高松市長にされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正前の別表第1の46の項の規定により同表の右欄に掲げる市町の長が発行した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第154条第3項に規定する納入通知書に記載された納期限がこの条例の施行の日前に到来する使用料の徴収、減免及び還付については、なお従前の例による。